

# 東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金

令和3年度から補助内容や補助対象機器の一部を変更します。

## ○システム付き住宅を購入される方も補助の対象となります。

建売住宅供給者等から、すでに補助対象機器の設置された町内の対象システム付住宅（新築住宅に限る。）を自ら居住するために購入する者も補助の対象となります。

## ○一体的導入システムへの補助を始めます。

3種類のシステムを同時に設置することで対象となります。（詳細は以下のとおり）

※申請書等の様式が変更されていますので、新様式でご提出ください

※今年度は家庭用エネルギー管理システム（HEMS）単体への補助はありません。

【令和3年度補助対象機器は以下の3種類となります】

### ○一体的導入システム（補助金額：10万円）（①②③のシステムを同時設置）

- ①住宅用太陽光発電施設：太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅で電気が消費され、連携された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの。
- ②家庭用エネルギー管理システム（HEMS）：家庭で発電した電気を、無駄なく家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を行うとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの
- ③定置用リチウムイオン蓄電システム（上記説明のとおり）

### ○定置用リチウムイオン蓄電システム（補助金額：8万円）

リチウムイオン蓄電池等により再生可能エネルギーで発電した電力又は、夜間電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用することができるシステム

### ○家庭用燃料電池システム（補助金額：6万円）

燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気と熱の供給を主目的としたシステム

詳しくは、東浦町ホームページ「住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金」をご覧ください。

（ [東浦町役場環境課 環境保全係](#) > [業務案内](#) > [各種補助金](#) > [補助金](#) で検索）

【問い合わせ先】

東浦町役場 環境課環境保全係

（電話番号：0562-83-3111）

